



制度

相続土地国庫帰属制度について

問い合わせ
用地地籍係

相続した土地について、『遠くに住んでいて利用する予定がない』、『周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい』などの理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、『所有者不明土地』が発生するおそれがあります。

これを予防するため、相続または遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部または全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合

に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』があります。

詳しくは、法務省ホームページ「相続土地国庫帰属制度について」をご覧ください。

ホームページ
QRコード▼



相続登記の申請が義務化されています

問い合わせ
用地地籍係

近年、増加傾向にある所有者不明土地の発生を防止するため、これまで任意であった不動産の相続登記申請が、令和6年4月1日から義務化されています。

土地や建物を取得した相続人は、その取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

また、令和6年4月1日より前に相続した土地や建物も、相続登記がされていないものは義務化の対象となり、令和9年3月までに手続きが必要です。

なお、正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

相続登記が済んでいない人は、専門家（弁護士や司法書士）に相談するなどして早めに対応しましょう。

詳しくは、法務省のホームページ「所有者不明土地の解消に向けた民

事基本法制の見直し」をご覧ください。

ホームページ
QRコード▼



住所等の変更登記が義務化されます

問い合わせ
用地地籍係

不動産登記法が改正され、令和8年4月1日から土地や建物の所有者は、氏名、名称および住所について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務付けられます。

また、令和8年4月1日より前に氏名、名称および住所を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には、義務化の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記の申請手続きが必要です。

なお、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省のホームページ「住所等変更登記の義務化特設ページ」をご覧ください。

ホームページ
QRコード▼



マイナンバーカードの有効期限について

問い合わせ
窓口サービス係

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上の人は発行後10回目の誕生日まで、18歳未満の人は発行後5回

目の誕生日までです。また、マイナンバーカードのICチップに格納されている電子証明書の有効期限は、発行後5回目の誕生日までです。

有効期限前に更新が必要ですので、国の機関である『地方公共団体情報システム機構（東京）』から有効期限通知書が届きましたら、手続きをお願いいたします。

マイナンバーカードの更新はご自身のスマートフォンや郵便、証明写真機、役場お客さま窓口で新しいカードの申請ができます。役場お客さま窓口ではカード用の写真撮影ができます。

電子証明書の更新は役場お客さま窓口でのみ手続きができます。電子証明書の更新には暗証番号の入力が必要です。お忘れの場合には再設定が可能です。（暗証番号再設定手続きにはカード以外の本人確認書類が必要です）

カードの有効期限が残っていても、電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、保険証としての利用やコンビニでの証明書の取得ができませんのでご注意ください。すでに有効期限が過ぎている場合は、新たに発行の手続きとなります。

なお、ご本人が窓口に来ることができない場合は、ご相談ください。

